

※内容が改訂され、パッケージと記載が異なることがあります。
本安全データシートを確認の上、お取扱いください。

作成日 2014年 9月 3日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

商品名	アクリサンデー接着剤
商品コード	13100
販売元	アクリサンデー株式会社
電話番号	03-3843-4871
ファックス番号	03-3843-4875

推奨用途及び使用上の制限

アクリル樹脂同士を接着する溶剤型接着剤、
ポリカーボネート樹脂・ポリスチレン樹脂・PET樹脂の接着

整理番号 AS001-01

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A 発がん性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系、呼吸器)、 区分3(麻醉作用) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(中枢神経系、肝臓)
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分3

ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険

飲み込むと有害

皮膚刺激

強い眼刺激

発がんのおそれの疑い

臓器(中枢神経系、呼吸器)の障害

(麻醉作用)眠気又はめまいのおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経系、肝臓)の障

害
水生生物に有害

注意書き

〔安全対策〕(予防策)

本安全データシート(SDS)の安全注意を読み理解するまでは取り扱わないこと。

この製品を使用する時は、飲食又は喫煙しないこと。

個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。

保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

取扱い後は、手をよく洗うこと。

環境への放出を避けること。

〔応急措置〕(対応)

飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。ばく露またはばく露の懸念のある場合：医師の診断/手当てを受けること。

気分の悪い場合：医師の診断・手当てを受けること。

換気の良い場所に保管すること。容器を密閉しておくこと。

施錠して保管すること。

〔保管〕

〔廃棄〕

製品や空容器の廃棄を外部に委託するときは、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

化学物質

化学名

ジクロロメタン

別名

ジクロルメタン、塩化メチレン、二塩化メチレン、メチレンクロライド、メチレンジクロライド

化学特性(化学式)

CH₂Cl₂

CAS 番号

75-09-2

成分及び濃度又は濃度範囲(含有率) 99.9%以上

官報公示整理番号

(2)-36

(化審法・安衛法)

あり

TSCA登録の有無

200-838-9

4. 応急措置

専門家による治療までの救急措置は、被災者の障害やばく露の状況で異なるが、被災してから救急措置、治療が行われるまでの時間がそ

吸入した場合	の後の結果に重大な影響を及ぼすので、可能な限り迅速に行う。 被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動し、毛布等で保温して安静にする。 呼吸いている場合は、頭を横向きにする。 呼吸困難又は呼吸が止まっている場合は、衣類を緩め、呼吸気道を確保した上で直ちに人工呼吸を行い、速やかに医師の手当を受けれる。
皮膚に付着した場合	メチレンクロライドによって汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨てる。皮膚の触れた部分は直ちに多量の水又は微温湯を流しながら石鹼を使って洗浄する。 外観に変化が見られたり痛みが続く場合は、できるだけ速やかに医師の手当を受ける。
眼に入った場合	直ちに最低15分間以上、清浄な水でゆるやかに洗眼し、直ちに医師の手当を受ける。 洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球とまぶたのすみすみにまで水がよくいきわたるように洗浄する。 コンタクトレンズを使用している場合には、固着していないかぎり取り除いて洗浄を続ける。
飲み込んだ場合	無理に吐かせてはいけない。かなりの量を飲み込み、かつ患者に意識のある場合には、口内を水で洗浄し、温水250mLを飲ませる。 被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。 直ちに医師の手当を受ける。
応急措置をする者の保護	応急措置をする者は、有機ガス用防毒マスク、空気呼吸器等呼吸用保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤	通常の条件では燃えないで、火災の危険性は少ない。酸素との合物の場合、強熱されると火災になる。
使ってはならない消火剤	粉末、炭酸ガス、泡、霧状水 棒状の水の直接放射(火災を拡大するおそれあり)
火災時の特有の消火方法	消火剤としては、炭酸ガス及び粉末が有効であるが、炎を消さずに周辺の物件を水で冷却し、延焼を防ぐ方が良い場合もある。 空気中で燃焼性はないが、火炎や熱表面に接すると分解して、塩素、塩化水素、ホスゲン等の有害ガスを発生する。
消火を行う者の保護 (保護具等)	周辺火災の場合で移動可能な容器は、安全に行える限り火災場所から搬出する。移動不可能の場合には、容器に注水して冷却する。 火災時、通風の悪い場合にはメチレンクロライド蒸気及び塩化水素、ホスゲン等の有毒ガスが存在するから、消火作業従事者は自給式空気呼吸器等の呼吸保護具を着用して消火作業を行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項(保護具及び緊急時措置)

風下の人を待避させる。漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。
屋内の場合には、処理が終わるまで十分換気をする。
作業の際は有機ガス用防毒マスク、またはガス濃度が高い時は自給

	式空気呼吸器の保護具を着用し、並びに眼及び皮膚への保護具を着用して作業を行う。
環境に対する注意事項	漏出した製品が、下水、排水溝へ流出、また地下へ浸透することを防止する。 万一公共用水域等に流出した場合等、必要がある時は関係行政機関に連絡する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材(除去方法、回収、中和)	
少量の場合	砂、布、活性炭などに吸収させて密閉できる空容器に回収する。 少量で危険がない時は、蒸発させる。(十分な換気をする。)
大量の場合	盛土で囲って、河川等への流出や地下への浸透のない安全な場所に導いてから、処理する。 容器、タンク等からの流出の防止を行う。 ポンプ等により回収して密栓できる金属容器へ移し替え、回収できなかつたものについては、活性炭等による吸着、布等による拭き取りを行う。 メチレンクロライドを吸着または吸収したものは、特別管理産業廃棄物として適切な方法により処分する。(「廃棄上の注意」の項参照)

7. 取扱い及び保管上の注意

適用法令等からの一般注意事項

労働安全衛生法の関係法規に準拠して作業する。なお、メチレンクロライドは、有機溶剤中毒予防規則で第2種有機溶剤に指定されており、次の事項を遵守しなければならない。

- ①設備：蒸気の発散源を密閉する設備又は局所排気装置の設置
- ②管理：有機溶剤作業主任者の選任、作業場の巡視、装置の点検、有機溶剤等の使用の注意事項の掲示、有機溶剤の区分の表示など。
- ③作業環境の定期測定と記録の保存
- ④健康診断の実施と記録の保存
- ⑤保護具の使用
- ⑥貯蔵及び空容器の処理
- ⑦メチレンクロライドの譲渡者・提供者から安全データシート(SDS)の交付を受ける。

事業者は、SDSを作業場の見やすい場所に常時掲示するかまたは備え付けなどの方法により、その内容を労働者に周知する。

貯蔵及び取扱い場所の床面は、原則としてコンクリート等の地下への浸透が防止できる材質とする。コンクリートのヒビ割れに留意する。メチレンクロライドの蒸気は、空気の約3倍と重いため低いところに滞留しやすいから、吸引式排気装置を床面に近いところに設置する。地下への浸透や大気への蒸発を避けるため、貯蔵又は使用中に液を漏らしたりこぼしたりしない。

取扱い

技術的対策

貯蔵及び取扱い場所の床面は、原則としてコンクリート等の地下への浸透が防止できる材質とする。コンクリートのヒビ割れに留意する。洗浄機、蒸留器などの装置は、ステンレス鋼製の受け皿の上に設置

	する。 屋内作業の場合は、適切な排気装置を設け、管理濃度以下に保つ。メチレンクロライドの蒸気は、空気の約3倍と重いため低いところに滞留しやすいから、吸引式排気装置を床面に近いところに設置する。
注意事項	取扱いの際には必要に応じて、有機ガス用防毒マスク、保護手袋等の保護具を着用する。(「8. ばく露防止及び保護措置」の保護具参考照) 容器を転倒させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗暴な取扱いをしない。 皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないようにする。 取扱い場所には、関係者以外の立ち入りを禁止する。 取扱いの終了の都度、容器を密閉する。 軽金属、強塩基、酸化剤との接触を避ける。
安全取扱い注意事項	
保管	適切(安全)な保管条件 密閉容器に入れ、直接日光や雨水を避けて涼しくて換気の良い場所(冷暗所等)に保管する。 盗難の恐れのない場所に保管する。 適切な技術的対策 屋外に貯蔵する場合は、屋根をつける、カバーをかける等の処置をする。 屋外貯蔵タンクは断熱施工を行い、タンク内のメチレンクロライドの温度を下げるため、冷却装置を設置することが望ましい。 一旦開栓した容器を保管するときは、密栓する。 混触禁止物質との分離 軽金属、強塩基、硝酸から離して貯蔵する。 推奨する(安全な)容器包装材料 推奨される容器は、タンク(ステンレス鋼板)、ガラス瓶(試薬用)である。 容器の蓋又は栓のパッキングには、腐食されない材料を用いる。通常、ポリエチレン(共重合物は不可)、フッ素樹脂製シート等が用いられる。 排出抑制及び回収再利用 大量に使用して蒸散する量が多い時や、水と混合したものについては、活性炭吸着や水分離器により、できる限り回収して再利用する。使用済みの廃液等は、できる限り蒸留により回収して再利用する。移替え等に当たっては受け皿を使用し、液面の高さに注意する等、できる限りこぼさないよう注意する。 ローリーからの移替えの場合、ホース内の残液の処理を安全に行う。
8. ばく露防止及び保護措置	
設備対策	蒸気の発散源を密閉する設備又は局所排気装置を設置する。 (有機溶剤中毒予防規則) 取扱い場所の近くに洗身シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
管理濃度	50ppm(労働安全衛生法)
許容濃度	日本産業衛生学会(2013)

[アクリサンデー接着剤][アクリサンデー(株)][2014年 9月 3日][6/11]

推奨される測定方法	許容濃度(平均としての濃度)	50ppm(170 mg/m ³)
	最大許容濃度	100ppm(340 mg/m ³)
	(常時この濃度以下に保つ濃度)	
	米国産業衛生専門家会議(ACGIH)(2013)	
	時間荷重平均(8時間)(TWA)	50ppm
	米国労働安全衛生局(OSHA)(1999)	
	時間荷重平均(8時間)(TWA)	25ppm
	短時間ばく露限度(15分)(STEL)	125ppm
	ガスクロマトグラフ分析法／直接捕集法	
	ガスクロマトグラフ分析法／固体捕集法(シリカゲル管又は活性炭管) 検知管法	
保護具		
呼吸用保護具	有機ガス用防毒マスク、陽圧自給式空気呼吸器(火災時)	
手の保護具	保護手袋(耐溶剤型)	
眼の保護具	保護眼鏡(普通眼鏡型、ゴーグル型)	
皮膚及び身体の保護具	労働衛生保護衣、保護長靴、前掛け(耐溶剤型)	

9. 物理的及び化学的性質

外観	無色透明液体(室温)
臭い(臭いの閾値)	甘い芳香臭
pH	該当しない。(水抽出によるpHは、6.5~7.5)
融点・凝固点	-95. 14°C ⁽²⁾
沸点	40. 2 °C
引火点	なし
自然発火温度(発火点)	662°C
燃焼または爆発範囲	14~22 Vol% (空気中) 15. 5~66. 9 Vol% (酸素中)
蒸気圧	46, 500 Pa(20°C) ⁽³⁾
蒸気密度	2. 93(空気=1) ⁽³⁾
比重 (20°C/4°C)	1. 327
溶解度	水に対する溶解度 2. 0g/水100g(20°C) ⁽³⁾ 有機溶剤とは自由に混合
n-オクタール／水分配係数	log Pow=1. 25 ⁽⁴⁾ , 1. 51 ⁽⁵⁾
分解温度	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル=1)	14. 50(25°Cのn-酢酸ブチルの揮発速度を1.00とする相対値)

10. 安定性及び反応性

安定性	熱と湿気に不安定である。 液体は、空气中では引火点がないため、通常の使用条件では引火・火災の危険性はない。
危険有害反応可能性	アルミニウム及びその合金と反応してアルミニウムメチル化合物のような自然発火性物質を生成する。 アルミニウムやマグネシウムなどの軽金属(特に粉末状態で)、強塩基、硝酸と激しく反応し、発火・爆発を起こす可能性がある。 水と長時間共存すると加水分解を起こして塩酸を生成し、この塩酸が多くの金属と反応して水素を発生し、爆発性混合ガスを形成すること

避けるべき条件	ある。
混触危険物質	ドラム等メチレンクロライドを含んだ密閉容器に溶接の火等の高エネルギーの火源を当てるとき爆発の危険性がある。分解・爆発が起こると塩化水素等の有害ガスが発生する。
危険有害な分解生成物	高温へのばく露、強酸化剤、強塩基、アルカリ金属、軽金属、金属粉末との接触
避けるべき材料	強酸化剤、強塩、アルカリ金属、軽金属、金属粉末 180°Cで水と長時間加熱すると、ギ酸、塩化メチル、メタノール、塩酸や一酸化炭素等を生成する。 加熱や燃焼・爆発により分解し、有毒ガス(塩化ビニル、塩化水素、木スゲン、一酸化炭素)を生成する。 アルミニウム、マグネシウム及びそれを含む合金 ある種のプラスチック、ゴムは材質を侵される。(耐久性のあるプラスチックとしては、ポリアミド(6ナイロン)、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ4フッ化エチレン等がある。耐久性のあるゴムとしては、フッ素系ゴムがある。)

11. 有害性情報

急性毒性

経口 ラットを用いた経口投与試験の $LD_{50}=2,100 \text{ mg/kg}$ (CERI ハザードデータ集 96-2 (1997))、 $1,600 \text{ mg/kg}$ (環境省リスク評価第2巻 (2003)) のうち、低い値に基づいて、区分4とした。⁽¹⁾

経皮 データなし。⁽¹⁾

吸入(気体) GHSの定義による液体であるため、ガスでの吸入は想定できず、分類対象外とした。⁽¹⁾

吸入(蒸気) ラットを用いた吸入ばく露試験の $LC_{50}(6 \text{ 時間})=53 \text{ mg/L}$ (CERI-NITE 有害性評価書 No.15 (2004)) より計算式を適用して $LC_{50}(4 \text{ 時間})=64 \text{ mg/L}$ ($18,000 \text{ ppm}$ に相当) を得た。飽和蒸気圧 58kPa (25°C)であるとき、飽和蒸気圧濃度は $570,000 \text{ ppm}$ である。 $LC_{50}(4 \text{ 時間})=18,000 \text{ ppm}$ は飽和蒸気圧濃度の 90%より低い値なので「ミストがほとんど混在しない蒸気」として ppm 濃度基準値で分類し、区分外とした。⁽¹⁾

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 ウサギを用いた皮膚刺激性試験の結果、「中等度の刺激性がみられたが、皮膚に対する腐食性はなかった」(CERI-NITE 有害性評価書 No.15 (2004)) ことから、区分2とした。⁽¹⁾

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、「眼瞼の中等度ないし重度の炎症がみられた」(CERI-NITE 有害性評価書 No.15 (2004)) ことから、区分2Aとした。⁽¹⁾

呼吸器感作性又は皮膚感作性 呼吸器感作性: データなし。⁽¹⁾
皮膚感作性: データなし。⁽¹⁾

生殖細胞変異原性 CERI-NITE 有害性評価書 No.15 (2004)、IARC 71 (1999)、EHC 164 (1996) の記述から、経世代変異原性試験(優性致死試験)で陰性、生殖細胞 *in vivo* 変異原性試験なし、体細胞 *in vivo* 変異原性試験(小核試験、染色体異常試験)で陰性であることから区分外とした。なお、マウス吸入ばく露においてのみ、小核、染色体異常、SCEでの

発がん性	弱陽性結果が 1 つの機関から報告されているが、いずれもその反応は弱く、EHC 164(1996)では不明確/結論できない結果としていることから、「陽性」とは判断しないとした。 ⁽¹⁾
生殖毒性	NTP (2005)でR、IARC (1999)で Group 2B、ACGIH (2001)でA3、EPA (1993)でB2に分類されていることから、区分2とした。 ⁽¹⁾
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	データ不足のため、分類できないとした。 ⁽¹⁾ ヒトについては「チアノーゼ」、「頭痛、胸部痛、見当識障害、進行性の警戒性の喪失、疲労感と無気力状態の亢進、記憶喪失、時間感覚の喪失」、「視覚機能検査のうち臨界 flicker frequency の減少」、「神経行動学的な影響(警戒心の混乱、複合警戒追跡行動の障害)」、「肺の出血を伴う浮腫、皮膚の炎症:硬化を伴う肺炎、小脳扁桃ヘルニアを伴う大脳浮腫」(CERI-NITE 有害性評価書 No.15 (2004)) 等の記述があり、実験動物では「気管支、細気管支上皮細胞の壊死、クララ細胞の腫大と空胞化、細胞分裂の軽度亢進」、「体性感覚惹起反応と脳波に変化」(CERI-NITE 有害性評価書 No.15 (2004))の記述があることから、中枢神経系、呼吸器が標的臓器と考えられた。なお実験動物に対する影響は、区分 2 に相当するガイダンス値の範囲で見られた。以上より分類は区分 1(中枢神経系、呼吸器)、区分 3(麻酔作用)とした。 ⁽¹⁾
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	ヒトについては「断続的頭痛、吐き気、眼のちらつき、息切れ、一過性の記憶障害、脳波検査で右脳の障害」(CERI-NITE 有害性評価書 No.15 (2004))、「曝露後、幻聴及び幻視をともなう脳症が出現」、「知能障害をともなう記憶障害と平衡感覚喪失。両側性一過性側頭葉の変性」(HSDB (2000)) 等の記述、実験動物では「肝細胞脂肪染色陽性、軽度肝細胞空胞化」、「肝細胞の変異細胞」(CERI-NITE 有害性評価書 No.15 (2004))等の記述があることから、中枢神経系及び肝臓が標的臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、区分 1 に相当するガイダンス値の範囲でみられた。 以上より分類は区分 1(中枢神経系、肝臓)とした。 ⁽¹⁾
吸引性呼吸器有害性	データなし。 ⁽¹⁾

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性(急性)

甲殻類(オオミジンコ)の48時間LC50=27 mg/L(CaPSAR, 1993)から、区分3とした。⁽¹⁾

水生環境有害性(長期間)

揮発性が高く速やかに大気中に揮散し、かつ生物蓄積性が低い(BCF=40(既存化学物質安全性点検データ))ことから、区分外とした。⁽¹⁾

分解性

難分解性(BOD 5~26%)⁽⁶⁾

蓄積性

低濃縮性(コイ)(濃縮倍率 13倍以下／6週)

ジクロロメタンは、動物または食物連鎖に蓄積されないとされている。⁽⁷⁾

環境中の挙動

大気中に放出されたジクロロメタンの大部分は、光化学反応により分解される。大気中の寿命は0.41年で、直接光分解しないが、光化学的に生成されたヒドロキシルラジカルと反応して分解する。また、オゾン破壊係数(ODP)は0.007、地球温暖化係数(HGWP)は0.002

で非常に小さい。⁽⁸⁾

環境基準

水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準	0. 02 mg／リットル以下(年間平均値)
地下水の水質汚濁に係る環境基準	0. 02 mg／リットル以下(年間平均値)
土壤の汚染に係る環境基準	0. 02 mg／検液リットル以下
大気の汚染に係る環境基準	0. 15 mg／m ³ 以下(1年平均)

13. 廃棄上の注意

廃液、汚泥等の廃棄、埋め立て、下水道や河川などへの放流は絶対に行わない。処理に当たっては、自社で適正に行うか、又は廃棄物処理業者に委託して行う。

廃棄方法

残余廃棄物

「取扱い及び保管上の注意」の項による他、水質汚濁防止法の有害物質及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特別管理産業廃棄物であるため、これらの関係法令に従って適正に処理する。
下水、排水溝には絶対に流さないこと。

大量の場合

特別管理産業廃棄物の処理等にあたっては、焼却を行う等、環境汚染とならない方法で処理、処分する。
処理等を外部の業者に委託する場合は、都道府県知事等の許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業者に特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して委託し、関係法令を遵守して、適正に処理する。

少量の場合

メチレンクライドを拭き取った布きれや少量の液といえども、そのまま、埋め立て、投棄等をしてはいけない。必ず、専用の密閉できる容器に一時保管して特別管理産業廃棄物として、処理、処分する。

焼却する場合

焼却すると塩化水素等を発生するので、十分な可燃性溶剤、重油等の燃料と共にアフターバーナー、スクラバー等を具備した焼却炉で、できるだけ高温(ダイオキシン発生抑制のため、例えば850°C以上)で焼却し、排ガスは中和処理を行う。

汚染容器・包装

空となった容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に処分する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号 1593

品名(国連輸送名) DICHLOROMETHANE

国連分類 クラス6. 1(毒物類)

容器等級 III

海洋汚染物質 非該当

国内規制

陸上輸送 非該当

海上輸送 船舶安全法の規定に従う。

国連番号 1593

[アクリサンダー接着剤][アクリサンダー(株)][2014年 9月 3日][10/11]

品名(国連輸送名)	ジクロロメタン
国連分類	クラス6. 1(毒物類)
容器等級	III
海洋汚染物質	非該当
航空輸送	航空法の規定に従う。
国連番号	1593
品名(国連輸送名)	ジクロロメタン
国連分類	クラス6. 1(毒物類)
容器等級	III
緊急時対応措置指針番号	160
輸送の特定の安全対策	堅ろうで容易に変形、破損しない容器に入れて輸送する。
及び条件	運搬に際しては、容器の洩れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 適用法令

労働基準法

疾病化学物質(法75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

がん原性化学物質(法75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号12)

労働安全衛生法

変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)1%以下を含有するものを除く

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

名称等を表示すべき物質(法第57条1、施行令第18条)

名称等を通知すべき物質(法第57条2、施行令第18条の2別表第9)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

優先評価化学物質(法第2条第5項)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(化学物質管理法又はPRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)1%以上を含有する製品

水質汚濁防止法

有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)(排出基準)別表第1(許容限度)0. 2mg/リットル

特定施設、有害物質使用特定施設(法第2条、第5条)

水道法

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101)0. 02mg/リットル以下

下水道法

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)0. 2 mg/リットル以下

大気汚染防止法

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

	有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) 自主管理対象物質(環境庁通知)
土壤汚染対策法	特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)	特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4) 金属等を含む産業廃棄物に係わる判定基準を定める省令 2mg/L以上含有する廃油、廃酸、廃アルカリ及び処理物 0.2mg/L以上溶出する汚泥及び処理物
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
特定有害廃棄物の輸出入の規制に関する法律(バーゼル条約国内法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)) ハロゲン化された有機溶剤(ジクロロメタン)を0.1%以上含む物
船舶安全法	毒物類(危険物船舶運送及び貯蔵規則(危規則)第3条告示別表第1)
航空法	毒物類(航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示第1条別表第1)

16. その他の情報

記載内容の取扱

- ・本データシートは、化学製品の工業的な一般的取り扱いに際しての安全な取り扱いについて最新の情報を集めたものですが、万全ではありません。
- ・新たな情報を入手した場合は追加または改訂されることがあります。
- ・記載の注意事項は通常の取扱を対象とした情報提供であり、必ずしも安全性を保証するものではありません。
- ・化学製品に他の化学製品を混合したり、特殊な条件で使用するときは、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。
- ・本データシートの含有量、物理的及び化学的性質等の数値は保証値ではありません。
- ・本製品は家庭用ではなく、工業用に用いられるものです。

参考文献

- (1) NITEによるGHS分類結果
- (2)有機合成化学協会編、有機化合物辞典、p392、講談社(1985)
- (3)有機合成化学協会編、新版 溶剤ポケットブック、p265~267、オーム社(1994)
- (4)Buccafusco, R.J.,Ells,S.J.,Leblance,G.A.,Acute Toxicity of priority pollutants to bluegill(Lepomis macrochirus), Bull.Environ.Contam.Toxicol, 26:446(1981)
- (5)Hansch,C.,Vittoria,A.,Silippo,C.,Jov,P.Y.C.,Partition coefficients and the structure-activity relationship of the anaesthetic gases, J.Med.Chem, 18:546~548(1975)
- (6)化学品検査協会編、「化審法の既存化学物質安全性点検データ集」(1992)
- (7)ECSA, Methylene Chloride, Its Properties, Uses, Occurrence in the Environment, Toxicology and Safe Handling (Aug.2, 1989)
- (8)中小企業事業団、中小事業化学物質安全対策情報提供・指導事業 化学物質安全対策講習会テキスト(平成9年度)、中小企業事業団(1998)